

広報あたご

令和5年10月発行

天竜警察署 阿多古駐在所

発行責任者 磯部 径

電話(053)-926-0110

いま、固定電話が危ない!!!

- ・高齢者の特殊詐欺被害の約9割が固定電話での詐欺電話からスタートしています。
- ・電話に出れば誰でもだまされる危険があります。騙されないために詐欺電話に出ないための対策を!!



防犯ポイント!

- 今のタイミングで防犯機能付き固定電話に買い替えよう!
- 知らない電話には絶対出ない!
- ナンバーディスプレイの設定をして、「非通知」、「050」等の電話には特に注意!
- 電話に出てしまっても、必ず電話を切り本人や家族に事実確認をすること!
- 不審な電話は、すぐに警察に通報!

災害に備え、被害を減らす

備蓄品の準備!

大きな災害が発生した場合、国や自治体の支援が遅れることがあります

最低7日分の食料・飲料水・生活必需品を備蓄しましょう

避難場所・経路の確認!

何を持って、どこへ、どの経路で避難しますか?

あらかじめ家族で話し合い、自身でも考えておきましょう

今できる取り組みを!

新型コロナ、インフルエンザ罹患者が増加傾向です。

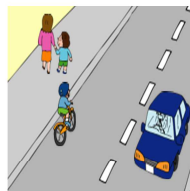
その点も考慮し、いざ災害が発生した時のシミュレーションをしておきましょう

「自転車安全利用五則」を守ろう!



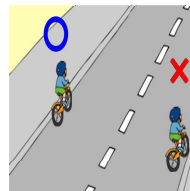
1 自転車は
車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、
車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道の寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は、歩行者に道を譲らなければなりません。

※ 自転車が歩道を通行できる場合
自転車に乗って通行
できることを示す標識がある場合など。



4 交通ルールを守る

- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る
- 2人乗りは禁止

- 夜間はライトを点灯
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止



5 子どもは、
ヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗せさせる際、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

